

【ポイント】

- 2月20日、豪州政府は、中国本土にいた外国人（豪州永住者を除く）の入国制限措置を更に1週間延長し2月29日までとする旨発表しました。
- 在留邦人の皆様，豪州に滞在する方，これから渡航を予定されている方は，関係機関の情報にご注意願います。

【本文】

1 豪州における状況

豪州において新型コロナウイルス患者は、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」からダーウィンに避難した2名が追加となり、現在17名（NSW州4名，QLD州5名，VIC州4名，SA州2名，ダイヤモンド・プリンセス号からの避難者2名（2月21日6時30分））が確認されています。

2 豪州政府の外国人入国制限措置の延長

2月20日、豪州政府は、中国本土にいた外国人の入国制限措置を更に1週間延長し2月29日までとする旨発表しました。

中国本土にいた外国人（豪州永住者を除く）は、中国本土を離れあるいはトランジットしてから14日間，豪州に入国することができません。

これまでと同様に，豪州人，豪州永住者及びその家族（配偶者，法的後見人及び扶養家族のみ）は，中国本土からの入国が認められますが，2月1日から中国本土に滞在し豪州に帰国した場合，中国本土を離れてから14日間は，自宅待機隔離することを引き続き求められています。

禁止措置に拘わらず豪州に到着し，且つ出発地に戻ることを拒否する外国人は，義務的な検疫措置の対象となりますので，ご注意ください。

○豪州政府の発表（メディアリリース）

<https://www.pm.gov.au/media/continuing-travel-ban-protect-australians-coronavirus>

3 詳細情報

豪州政府のメディアリリースについては以下へご照会ください。

（Prime Minister Contact 入力フォーム）

<https://www.pm.gov.au/contact-your-pm>

【参考となるサイト】

○豪州連邦保健省

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health->

alert#current-status

<https://www.health.gov.au/health-topics/novel-coronavirus-2019-ncov>

○豪州外務貿易省

<https://www.smartraveller.gov.au/destinations/asia/china>

<https://www.smartraveller.gov.au/news-and-updates/novel-coronavirus-outbreak>

○NSW 州保健省

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Pages/coronavirus.aspx>

○日本国外務省

(中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起 (その10))

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C027.html

(新型コロナウイルスの感染危険情報, スポット情報等)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0

(中華人民共和国における新型コロナウイルス感染症の感染状況)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory.html>

○首相官邸

(新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～)

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○日本国国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メール配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>